

ぱれっとスタッフによる 福祉用語解説

ぱれっとの職員による「福祉用語解説」。
第9回は、障がいのある人が福祉サービスを適切に受けるために必要になってくる“モニタリング”について取り上げます。

●障害者福祉サービス利用の流れ

・まずは、モニタリングがどこで必要になってくるのか、障害福祉サービス利用の流れを押さえていきます。障がいのある人がサービスの利用を希望した際、市区町村に利用の申請をし、本人の心身の状況を総合的に判定するために認定調査が行なわれます。調査の結果に応じて、認定区分が出され相談支援専門員(指定特定相談支援事業所)がサービス等利用計画案を作成し、それに基づいて市町村が支給決定を行ないます。その時には、相談支援専門員が本人とその家族に要望や意向を聞き取り本人の「こんな生活をしたい」「こんなことをしてみたい」という意向を尊重した本人中心の利用計画を作成します。その後、実際に障害福祉サービスを担当する事業所などを交えたサービス担当者会議を実施し、実際に利用するサービス等利用計画(複数のサービス利用計画を一元化したもの)を作成、利用開始となります。

●個別支援計画

・利用する各福祉サービスの事業所では、上記の利用計画に基づき、サービス管理責任者(通称:サビ管)によって個別支援計画が作成されます。利用者本人(家族)の意向・希望や特性等を踏まえて作成され、この支援計画に基づき事業所ではサービスが提供されます。その後、継続的に利用していく上で、本人のニーズに沿った適切なものになっているか、本人の状況が変わっていないかなどを定期的、継続的に確認するのが、“モニタリング”(継続サービス利用支援)です。相談支援専門員と事業担当者(サービス

管理責任者他)、本人、家族が集まって行ないます。例えば、おかし屋ぱれっとに働きに来ている方(サービス利用者)に対して、定期的に最近の働き方や環境はどうか、家庭の状況やその他の通院やサービスの利用はどうかを確認します。また、サービスの利用に対する効果なども評価を行ないます。モニタリングの結果、必要に応じて、目標や支援計画を見直し個別支援計画を作り直していきます。大きく本人や家族などの状況に変化があった場合や、今後大きな変化が見込まれる場合は、利用者本人にサービスを提供している各事業所の担当者が集まって、サービス担当者会議を行ないサービス等利用計画の見直しを実施します。

●頻度と実施状況

・モニタリングはその利用者によって行なう頻度が変わってきます。サービスを利用し始めた最初の3か月や内容が大きく変更になった場合は毎月行なう時もあります。また、事業種ごとに頻度も異なります。就労継続支援B型(おかし屋ぱれっと/工房ぱれっと)や共同生活援助(ぱれっとホーム)は6ヵ月に1回(以上)行なわれています。

モニタリングを行なうことによって、本人の最近の状況の確認や家族との意見交換なども行なうことができ、サービスを利用する本人にとってより生活していきやすい環境に整えていくことが望まれます。

(たまり場/おかし屋ぱれっと 武井 琴美)